

## 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年4月1日～平成36年3月31日までの 5年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。  
職員から相談があった場合は、個別面談を実施する。

### <対策>

- 平成 31年 4月～ 法に基づく諸制度（法改正を含む）の調査
- 平成 31年 7月～ 制度に関するパンフレットを作成し職員に配布・周知

目標2：育児休業等を取得しやすく、職場復帰しやすくするための環境の整備を行う。

### <対策>

- 平成 31年 4月～ 各職員の業務の把握、復帰後の勤務形態の相談、業務内容及び業務体制の見直しについて検討

目標3：働き方改革に伴う、年次有給休暇促進のための措置を行う。

### <対策>

- 平成 31年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握
- 平成 31年 7月～ 取得目標（年5日以上）の設定、計画年休制度の策定
- 平成 31年 9月～ 定期的な情報提供の実施、取得目標未達の場合は取得を促す。